

令和2年度東松島市監査計画

東松島市監査委員が実施する監査事業は、東松島市監査基準に基づき、以下の方針により行うものとする。

1 基本方針

本計画は、公正で合理的かつ能率的な本市の行政運営確保と、政策の実現による住民福祉の増進を目的として実施する。この目的を達成するため、政策を構成する各事務事業の適法性、経済性、有効性等の検証を行うとともに、これら事業の目的達成に向けた指導に重点を置くものとする。また、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討し、よりリスクの高い項目に注力するなど、監査手法の効率化にも努める。

2 定期監査（地方自治法第199条第4項関連事業）

本市の事務事業全般における政策実現への貢献度、市民影響度をはじめとし、事業効果や、効率性等の検証を主眼として実施する。あわせて、当該事務事業の実現手段となる工事については、分野政策への貢献度、影響度をはじめとし、事務手続きの正確性に主眼を置いて実施する。

監査は、原則として令和2年度の執行全般を対象とし実施する。

3 行政監査（地方自治法第199条第2項関連事業）

本市の事務執行が法令に適合しているかをはじめとし、組織体制、運営状況の効率性、有効性の検証等を目的として定期監査と併せて実施する。

なお、定期監査実施期間以外でも監査委員が必要と認めるものについては、行政監査を実施する。

4 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項関連事業）

財政援助団体等に対する監査は、定期監査と併せて実施する。

本監査は、本市による財政援助が当該団体の目的とした成果に貢献したかを主眼として実施する。

また、監査委員が必要と認めるときは、過年度分についても実施する。

5 隨時監査（地方自治法第199条第5項関連事業）

定期監査期間以外において、財務に関する事務の執行、経営に係る事業管理について、監査委員が必要と認めるとき実施する。

実施方法については、その都度監査委員が協議して定める。

6 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項関連事業）

会計管理者が保管する各種会計の現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金を含む）の残高、出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が適正に行われているかについて検査を実施する。

また、定期監査、決算審査を効率的に実施するため、監査委員が必要と認めるときは、契約書類をはじめとする出納関係諸書類の提出を求め確認する。

ア 検査基準日 毎月の末日とする。

イ 実施時期 検査基準日の翌月の25日とする。

ただし、その期日が休日に当たるとき、又はその他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更して検査を実施する。

7 決算・基金運用状況審査（地方自治法第233条第2項、同法241条第5項関連事業）

令和元年度各種会計決算書、決算附属書類及び会計全般の決算状況を審査する。あわせて、基金運用状況にかかる書類審査により、各種基金が設置目的どおり適正かつ効率的に運用されたかについて審査する。

8 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項関連事業）

各種会計決算により算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等について作成された書類の正確性を審査する。

9 その他の監査等

住民からの請求、議会及び市長からの請求、要求に基づく監査については、その都度監査委員が協議し、実施方法等を定めて実施する。

10 改善等の措置（地方自治法第199条第12項関連）

監査等の結果に基づく改善措置が適切になされているか確認するため、講じられた措置等について報告を求める。

なお、講じられた措置等については、以後の監査等において、その状況を確認する。

11 監査等の対象別実施予定時期及び監査等の実施担当課名

別表「令和2年度監査等年間計画」のとおりとする。

また、以上の事業に関する具体的な内容については、各実施計画に定めるものとする。

別表

令和2年度 監査等年間計画

区分 月	例月現金 出納検査	定期監査・行政監査	決算審査	その他の監査等	摘要 (行事等)
令和2年 4月	各種会計 出納事務検査 (元年度3月分)			↑ 随時監査	
5月	各種会計 出納事務検査 (元年度4月分) (2年度4月分)				
6月	各種会計 出納事務検査 (元年度5月分) (2年度5月分)		↑ 各種会計 各基金運用状況		
7月	各種会計 出納事務検査 (6月分)			↑ 財政健全化判断 比率の審査	
8月	各種会計 出納事務検査 (7月分)		↓ ヒアリング調査 (7月中旬頃実施) 実地調査	↓ 資金不足比率の 審査	
9月	各種会計 出納事務検査 (8月分)				
10月	各種会計 出納事務検査 (9月分)			↑	
11月	各種会計 出納事務検査 (10月分)				
12月	各種会計 出納事務検査 (11月分)	ヒアリング調査 (11月中旬頃実施)		↑ 財政援助団体等 監査	
令和3年 1月	各種会計 出納事務検査 (12月分)	実地調査			
2月	各種会計 出納事務検査 (1月分)			↓	
3月	各種会計 出納事務検査 (2月分)			↓	

※ 財政援助団体等の監査については、関係所管課の定期監査の際に併せて実施します。

※ 上記以外でも必要があると認めるときは、随時監査を実施する場合があります。

監 査 等 対 象 課	総務部(総務課、財政課、防災課、市民協働課、工事検査室、選挙管理委員会事務局) 復興政策部(復興政策課、復興都市計画課、政策事業推進室) 市民生活部(市民生活課、税務課、収納対策課) 保健福祉部(福祉課、高齢障害支援課、子育て支援課、健康推進課) 建設部(建設課、建築住宅課、下水道課) 産業部(農林水産課、商工観光課) 会計管理者(会計課) 教育部(教育総務課、生涯学習課、東京オリンピック・パラリンピック推進室) 議会事務局(議事総務課) 農業委員会事務局
----------------------------	---

※ 組織機構等の見直しがあった場合は、監査実施時の所管課を監査対象課とします。